

## 1. テーマ

～研修会アンケート結果を踏まえて～

『求人に応える求職者確保と紹介所間の連携』

## 2. 主旨

### 必須科目

『事業所間における「業務提携」について』

#### ◇研修会目的

厚生労働省より昨年 12 月に「平成 20 年度 職業紹介事業報告の集計結果」がプレスリリースされ、職業紹介全体の新規求職申込件数の増加や看家業種における求職者の増加傾向が示された。しかし、求人件数については若干の減少傾向にあった。これは景気の動向が反映されているとともに、紹介所において求職者のニーズに対し上手く求人と結び付けられていない状態であると考えられる。

民営職業紹介事業は、求人者と求職者との間をとりもち、雇用関係の成立が円滑に行われるように紹介をするものであるが、看家業界での特に介護分野における求人依頼では、「介護保険制度」や「障害者自立支援制度」など他の制度との関連もあり複雑化するケースも多く、こうしたことから求人者のニーズを的確に捉え、求職者との結びつけ（いわゆる求人と求職の適格なマッチング）を行うことが難しくなっているといえる。また、介護保険制度が始まってからは求人内容が短時間化の傾向にあり、ますます求職者とのマッチングが困難となってきた。

また、最近では新規求職者をいかに確保するかが重要な問題となっており、求職登録者の高齢化やスキルなどの問題が複合的に絡み、いかに人材（求職者）を確保できるかが紹介所の死活問題となることは間違いない。

看家業界への求人ニーズは高齢化社会を背景に今後ますます多様化・複雑化し、求人と求職のマッチングが難しくなると予想される。紹介所で良質な人材を抱え、そして少しでも効率よく紹介斡旋するための方法（求職者の確保・業務提携など）について学んでいただき、これからの求人ニーズに迅速・的確に応えられるよう、地域の紹介所との連携により事業力を養っていただきたい。

こうした背景および正会員研修時に実施したアンケート結果を踏まえ、今年度のテーマを「求人に応える求職者確保と紹介所間の連携」とし、全国の 10 ブロックにおいて研修会を実施する。

**選択科目** ※協会が推奨する「選択科目」

「求人および求職者確保のためのホームページ活用」

◇研修会目的

この科目では、ホームページの作成方法ではなく、ホームページの求人求職者確保に幅広く活用する方法、今後の紹介事業におけるインターネットの活用術、また全国の紹介所のホームページの実情や動向などを紹介します。また紹介事業においては求職者および求人者の募集が難しいことから、ホームページを活用した「募集」について、コンプライアンス等も含めて学んでいただけます。

### 3. 研修カリキュラム

科目名	時間数
必須科目 『事業所間における「業務提携」について』	90分

+

選択科目 「求人および求職者確保のためのホームページ活用」	60分
----------------------------------	-----

↓

「選択科目」は下記の科目に変更が可能

必須科目に関するディスカッション	60分
------------------	-----

または…

独自の科目	60分
-------	-----

平成 22 年度

社団法人日本看護家政紹介事業協会

正会員研修会

## 事業所間における「業務提携」について



講師 : 社団法人全国民営職業紹介事業協会 仲村榮次

## 事業所間の業務提携について

### 1. こんな場合どうしていますか

- ・ 求人を依頼されたが、条件に合う求職者がいない
- ・ 急ぎの求人に求職者が確保できない
- ・ 遠方の求人を依頼されたが、対応できない
- ・ 求職者はいるのに求人依頼がない

等々

### 2. 職業紹介事業における業務提携の定義と目的

#### (1) 定義

業務提携とは、職業紹介事業者が自ら受理した求人又は求職を、あらかじめ特定された他の職業紹介事業者に提供し、提供された職業紹介事業者が当該求人又は求職についてあっせんを行うことをいう。

#### (2) 目的

業務提携により、求人者、求職者にとって、求人求職の結合の可能性が高まることが期待される。

#### (3) 紹介行為

業務提携のポイントは、斡旋を行う紹介所が職業紹介行為（求人受付、求職受付、雇用関係成立）の全部を行い、その責任を負う。

### 3. 法的根拠

厚生労働省の定める「職業紹介事業の業務運営要領」に示されている。

特に、業務提携の実施に関して、労働局等への届出は必要ない。民間契約として自由にできるものである。

#### 4. 業務提携に当たって遵守すべき事項

- ① 職業紹介事業許可を受けた紹介所同士であること。ただし、紹介所の取扱職業の範囲内で行うこと。
- ② 労働条件の明示は、紹介行為を担当する紹介所が行うこと。
- ③ 求人者及び求職者には、事前に、提携先の紹介所に関する次の事項を明示し、両者が同意する場合に限って行うこと。
  - a 紹介所の名称及び所在地、許可番号
  - b 法第32条の13及び則第24条の5に規定する次の事項
    - ・ 取扱い職種の範囲等
    - ・ 手数料に関する事項
    - ・ 苦情の処理に関する事項
    - ・ 個人情報の取扱いに関する事項
- ④ 個人情報の適正管理義務及び守秘義務は、双方の紹介所が負うこと。
- ⑤ 紹介行為を担当する紹介所は、当該求人又は求職の受理を拒否しないこと。
- ⑥ 適格紹介の義務は、双方の紹介所が負うこと。
- ⑦ 紹介手数料は、紹介行為を担当した紹介所の基準により徴収すること。
- ⑧ 報酬の分配は、業務提携契約により行うこと。

#### 5. 業務提携への環境整備

##### (1) 紹介所の取組み姿勢

- ・ 家業としての意識（事業展開の独自性）との調和
- ・ 紹介事業の共同化によるメリットへの理解

##### (2) 紹介所間の信頼関係

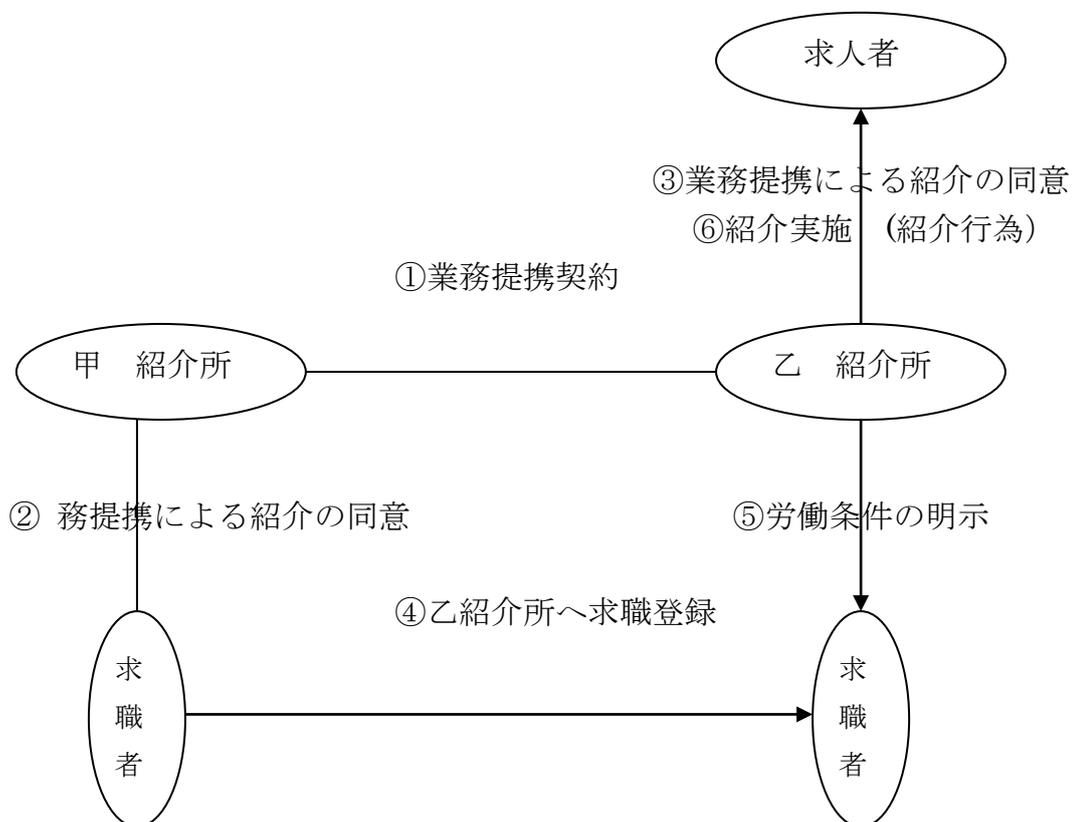
- ・ 紹介所固有の求人・求職情報ルートの遵守
- ・ 提携対象となる求人者及びその担当業務及び期間の明確化
- ・ 報酬の配分のルール明確化

##### (3) 紹介行為を担当する紹介所

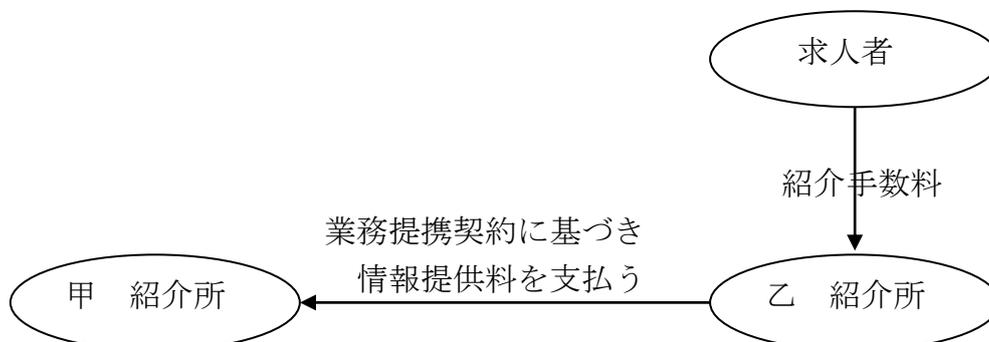
求人者との接触のある紹介所（求人を受理した紹介所）が担当することが適切である。

## 6. 業務提携の手順（概念図）

業務提携契約から紹介までの例



報酬の配分例



## 7. 具体的な留意事項

(1) 業務提携契約書を結ぶ・・・業務提携契約書は6ページ以下参照

(2) 報酬の配分方法

- (例) 紹介行為を担当した紹介所が50% (又は60%)  
求職者情報を提供した紹介所が50% (又は40%)

(3) 管理簿への記載

- ① 紹介行為を担当した紹介所は、当該求人・求職に関しては、自らの求人管理簿、求職管理簿に記載する。
- ③ 紹介行為を担当した紹介所は、徴収した紹介手数料について、自らの手数料管理簿に記載する。

(4) 事業報告

毎年の職業紹介事業報告は、紹介行為を担当した紹介所が行う。

(5) 報酬の会計処理の例

- ① 紹介行為を担当した紹介所は、紹介手数料は売上に計上し、支払った分配金額は情報提供料として費用におとす。
- ② 求職者情報を提供した紹介所は、受け取った分配金額を情報提供料として売上に計上する・・・紹介手数料としてではない。

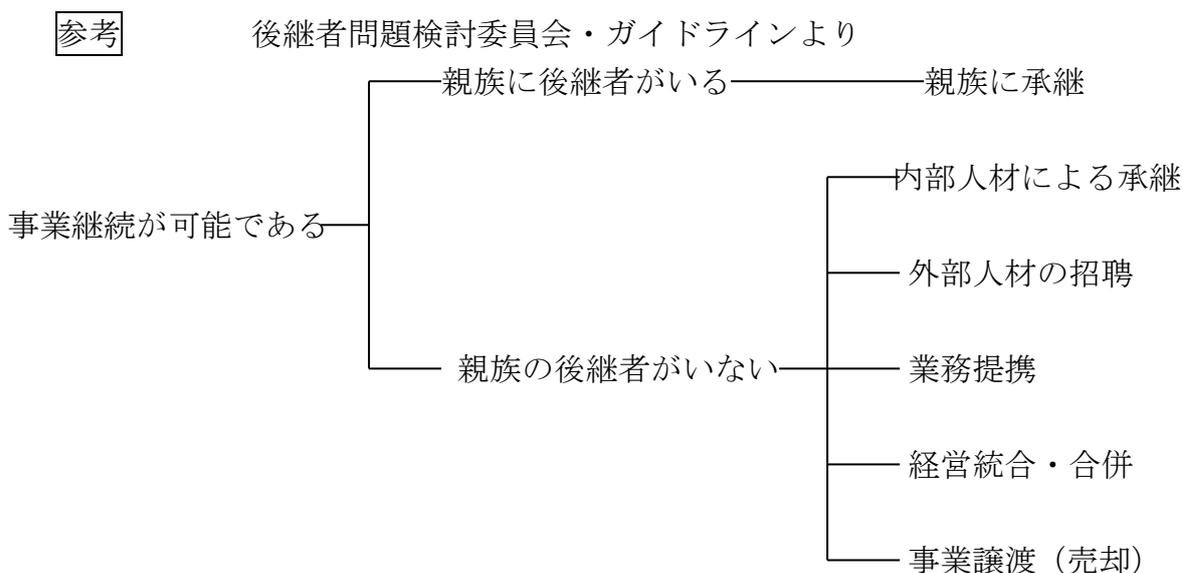
(参考) 業界の動向紹介の業務提携の実施状況 (%)

	実施している	検討中	実施していない
看護家政	15	7	79
マネキン	35	14	51
配せん人	30	3	67
人材	46	5	49
その他の職業	27	9	64

平成21年9月民紹協アンケート調査より

## 8. 業務提携の事例

- (1) 同業者の会合で、よく知っている紹介所の経営者と紹介状況について話し合っていたところ、ミスマッチの解消策の話となり、業務提携へと進んだ。民紹協の契約書を参考にした。(ホワイトカラーの紹介所)
- (2) 幾つかの紹介所が、ルールを決め定期的に情報交換会(個人情報の提供にならない範囲で)を開催し、業務提携の機会をつくった。(ホワイトカラー紹介所)
- (3) 世話になっている税理士から、遠隔地の求人依頼があったが、その地区では求職者を確保できないので、その地区の紹介所に業務提携の申し入れをし、求職者の情報提供を依頼した。(看護家政の紹介所)
- (4) 経営不振から廃業したいという X 紹介所から、登録求職者について引き継いでほしいという依頼(事業譲渡の申出)を Y 紹介所が受けた。譲渡価格の支払い方法は、業務提携の形をとり、当該求職者についての紹介成立の都度、分配金を3年間に亘り、紹介行為を担当した Y 紹介所が X 紹介所に支払った。情報提供料は初年度 30%、2年目 20%、3年目 10%とした。(マネキンの紹介所)
- (5) 以前から業務提携をしていた A 紹介所の所長から、自分は高齢化し、営業活動が十分にできなくなったので、事業を売却したいとの申出があった。これについて、求人については一部の求人者から求人依頼を断られたものの、求職者からは全員了解を得た。売買価格は、紹介手数料の実績から金額を算定し、4年~5年で支払った。(配ぜん人の紹介所)



## 職業紹介事業に係る業務提携契約書（書式例）

〇〇紹介事業所(以下、甲という。)と△△紹介事業所(以下、乙という。)は、職業紹介事業に係る業務提携に関して、以下のとおり取り決める。

(提携する業務の内容)

第1条 甲と乙との間の業務提携に係る業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 甲は、甲に登録している求職者情報を乙に提供し、乙は、甲から情報提供を受けた求職者と乙が求人を受理している求人者との間で職業紹介を行うこと。
- (2) 乙は、乙に登録している求職者情報を甲に提供し、甲は、乙から情報提供を受けた求職者と甲が求人を受理している求人者との間で職業紹介を行うこと。

(求人者及び求職者の同意)

第2条 甲及び乙は、前条の業務提携による職業紹介を行う場合は、それぞれの業務提携の対象となる求人者及び求職者から、あらかじめ、業務提携の対象となることについての同意を得ることとする。

(紹介担当事業所への求職登録)

第3条 甲及び乙は、それぞれの業務提携の対象となる求人者及び求職者から前条の同意が得られたときは、その同意に係る自己の事業所に登録している求職者について、甲は乙へ、乙は甲へ求職登録させることとする。

(労働条件の明示)

第4条 甲又は乙は、前条による求職登録を受けた求職者に対し職業紹介を行う場合は、当該職業紹介に係る求人者からの労働条件を当該求職者に明示する。労働条件の明示は、文書又は電子メールにより行う。ただし、電子メールによる明示は求職者が希望する場合に限る。

(職業紹介の実施)

第5条 甲又は乙は、前条により労働条件を明示した求職者が当該労働条件に係る求人者に応募することを希望したときは、当該求職者を当該求人者に対して紹介する。

(手数料の徴収基準)

第6条 本契約に基づき、職業紹介を行い、紹介が成立したときに徴収する紹介手数料は、紹介を行った事業所（甲が紹介を行った場合は甲、乙が紹介を行った場合は乙、以下同じ。）の基準によることとする。

(情報提供料)

第7条 紹介を行った事業所が、求人者から紹介手数料を受領したときは、そ

の紹介手数料額の　　％に相当する金額を求職者情報を提供した事業所（甲が提供した場合は甲、乙が提供した場合は乙、以下同じ）に情報提供料として支払うこととする。

2. 前項の情報提供料は、紹介を行った事業所が求人者より紹介手数料を受理した日から一ヶ月以内に、別途定める方法により、求職者情報を提供した事業所に支払うこととする。
3. 紹介手数料に関して、当該求職者が自己の都合により短期退職することとなり、求人者への返還の必要が生じたときは、その負担金額は、甲・乙それぞれが受領した金額に応じて、比例配分する。

（秘密の厳守）

第8条 甲及び乙は、本契約の遂行により取得する個人情報については、本契約の履行のためにのみ使用し、また第三者に漏洩しないよう管理を行うとともに、相互守秘義務を負う。

（契約の解除）

第9条 乙が次のいずれかに該当するときは甲が、甲が次のいずれかに該当するときは乙が、それぞれ本契約の解除をすることができる。

- （1）本契約に定める事項に違反したとき
- （2）本契約に定める事項を遂行することが困難になったとき

（契約に定めのない事項）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は不測の事態が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

（有効期間）

第11条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。なお、有効期間満了 ヶ月前までに甲、乙異議申出のないときは、さらに同一条件で、同一期間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この契約締結の証として本書を 2 通作成し、甲乙署名捺印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○紹介事業所  
代表取締役 . . . . .

乙 △△紹介事業所  
代表取締役 . . . . .

